

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	大阪歯科大学
設置者名	学校法人 大阪歯科大学

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通科目	学部等 共通科目	専門科目	合計		
歯学部	歯学科	夜・通信			50.5	50.5	19	
医療保健学部	口腔保健学科	夜・通信		22	59	81	13	
	口腔工学科	夜・通信			65	87	13	
看護学部	看護学科	夜・通信			101	101	13	
(備考) 【看護学部】 開設年度：2024年度、完成年度：2027年度のため、完成年度までの設置計画に基づいて記載								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

■大学ホームページにて公表 トップ>学部・大学院>各学部・学科のカリキュラム 歯学部 https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty/dent/curriculum.html 医療保健学部 口腔保健学科 https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty/hs/ohs/curriculum.html 医療保健学部 口腔工学科 https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty/hs/ohe/curriculum.html 看護学部 https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty/new/nr/curriculum/

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	大阪歯科大学
設置者名	学校法人 大阪歯科大学

1. 理事（役員）名簿の公表方法

■大学ホームページで公表 トップ>大阪歯科大学について>情報公開 ・1. 教育研究上の基礎的な情報>6 寄附行為、役員等名簿 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication.html#heading1_1

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
常 勤	歯科医師	2022. 4. 3 ～ 2025. 6. 26	総務・財務担当
非 常 勤	歯科医師	2022. 4. 3 ～ 2025. 6. 26	財務・調査担当
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大阪歯科大学
設置者名	学校法人 大阪歯科大学

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
【 歯学部 】 カリキュラム委員会委員および各科目担当者が審議の上、例年4月～6月に翌年度のカリキュラムを作成する。7月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が10月～12月に実施する。シラバスは、大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイトで公開している。	
【 医療保健学部 】 医療保健学部カリキュラム委員会委員および各科目担当者が審議の上、例年4月～7月に翌年度のカリキュラムを作成する。8月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が10月～12月に実施する。シラバスは、大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイト（A-portal）で公開している。	
【 看護学部 】 教務委員会委員および各科目担当者が審議の上で7・8月に各授業科目内容の検討を行う。8月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が12月～11月に実施する。シラバスは、大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイトで公開している。	
授業計画書の公表方法	大学ホームページにて公表 トップ>学部・大学院>各学部・学科の「カリキュラム」 https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

【 歯学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程」に必要な事項を定め、同規程に基づき、各単位の認定及び進級判定を行っている。

単位認定に係る試験は、第5～12条にて各受験資格について規定し、出席等による学修意欲を勘案した試験実施を行っている。また、同規程の第13条（進級基準）にて、学年毎に進級基準を設け、評価を行っている。

(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

(第1～4学年の科目試験) 第5条

(第1～3学年の総括試験) 第6条

(第4学年の総括試験及び歯学生共用試験) 第8条

(第5学年の臨床知識試験) 第10条

(第5学年の臨床実習及び診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験) 第11条

(第6学年の学士試験) 第12条

(進級基準) 第13条

進級基準は次の通り定める。

(1) 第2、第3、第4学年にそれぞれ進級できる者は、当該年度のすべての科目及び総括試験の合格者とする。

(2) 第5学年に進級できる者は、当該年度の CBT 及び OSCE の合格者とする。

(3) 第6学年に進級できる者は、臨床知識試験及び臨床実習の合格（完了）者とする。

【 医療保健学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学医療保健学部履修規程」に必要な事項を定め、同規程に基づき、各単位の認定及び進級判定を行っている。単位認定に係る試験は、第11条（試験）第2項にて受験資格について規定し、出席等による学修意欲を勘案した試験実施を行っている。(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

(単位の認定及び授与)

第10条 単位修得の認定は、試験によるものとする。ただし、授業科目によっては、平常の成績及びレポート等の結果により認定することができる。

2 前項の規定により合格した学生に対しては、所定の単位を与える。

(試験)

第11条 試験は、授業の終了する学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目によっては、その他適当な時期に行うことがある。

2 試験は、第6条に規定する手続きを経て履修した授業科目についてのみ受験することができる。ただし、当該授業科目の予定開講コマ数の8割（規定コマ数が9コマ以下の科目においては7割5分）以上の出席がなければ受験することができない

【 看護学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学看護学部履修規程」に必要な事項を定め、同規程に基づき、各単位の認定及び進級判定を行っている。単位認定に係る試験は、第11条（試験）及び第12条（定期試験）にて受験資格について規定し、出席等による学修意欲を勘案した試験実施を行っている。また第2学年末及び第3学年末に進級基準を設け、評価を行っている。(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

(単位認定)

第10条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には、所定の単位を与える。

(試験)

第11条 試験は、筆記試験、面接（口頭）試験、実技試験、論文・レポート提出その他とする。

2 実習、演習等の科目については、実技試験又は、実習及び演習の成果物をもって試験に替えることができる。

(定期試験)

第12条 単位認定のために実施する各授業科目の定期試験は、その授業の終了する学期末又は学年末に期間を定めて実施する。ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他適当な時期に随時行う考査をもって替えることができる。

2 学生は次の各号のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができない。

(1) 試験を受けようとする授業科目の履修登録をしていないとき。

(2) 履修する授業科目の出席時間数が、当該科目の授業時間数において、講義・演習科目においては3分の2未満、実習その他本学が指定する科目においては5分の4未満の場合は、別表2の成績評価基準における「失格」として取り扱う。

(進級・卒業判定)

第17条 第2学年末の進級判定において、第1学年から第2学年後期までに開講される必修科目のうち不合格の科目がある者は、第3学年へ進級することはできない。

2 第3学年末の進級判定において、第3学年前期及び後期に開講される必修科目のうち不合格の科目がある者は、第4学年へ進級することはできない。

3 進級、卒業認定がなされなかった者は留年とし、原級に留めるものとする。

別表2（第12条関係）

区分	評価	素点	GP
合格	秀	90～100	4
	優	80～89	3
	良	70～79	2
	可	60～69	1
不合格	不可	0～59	0
	失格・放棄	－	0

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

【 歯学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程」第4条（評価基準）にて、成績評価に係る基準を規定し、評価を行っている。また、同規程をホームページ等で公表している。

加えて、教務学生課で集計した成績評価データを用いて、IR室にて統計処理を行っている。統計処理は、学年毎に規定された進級要件に係る年度末の最終試験の成績評価を同規程の客観的な指標をもとに得点分布を作成し、最終順位を適切に把握している。（以下、同規程より一部抜粋掲載。）

(評価基準) 第4条

学業成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、その得点区分は次のとおりとする。

- (1) 90-100 点・・・秀
- (2) 80-89 点・・・優
- (3) 70-79 点・・・良
- (4) 65-69 点・・・可
- (5) 65 点未満・・・不可

2

得点率で判定している試験については、得点率を得点に換算して評価する。
なお試験当日の欠席者の評価は0点とする

【 医療保健学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学医療保健学部履修規程」第15条（成績評価）にて、成績評価に係る基準を規定し、評価を行っている。また、同規程を学生ハンドブックに掲載し、学生・教職員向けのポータルサイト（A-portal）、ホームページ上で公開している。

加えて、医療保健学部教務システムで集計された成績評価データを用いて、学科別に、卒業要件に係る科目試験の結果（点数）を用いた GPA を算出し、得点分布及び最終順位を適切に把握している。なお、公開している成績評価の結果を用いる GPA は統計処理上の計算式であり学生ポートフォリオに掲載し、学内関係者（学生・保護者）への周知を行っている。

(成績評価)

第15条 試験の評価は、秀(100～90)、優(89～80)、良(79～70)、可(69～60)及び不可(59以下)とし、秀、優、良、可を合格とする。

※GPA 算出式

(A)＝当該学年の「秀」の単位数×4＋「優」×3＋「良」の単位数×2＋「可」の単位数×1

〔学年 GPA〕＝ (A) ÷ 当該学年の総履修登録単位数

【 看護学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学看護学部履修規程」第16条（成績の評価）にて、成績評価に係る基準を規定し、評価を行っている。また、同規程を学生ハンドブックに掲載し、ホームページ上で公表している。

(成績の評価)

第 16 条 学則第 35 条による各授業科目の成績評価は、別表 2 の成績評価基準により科目責任者が行う。

2 各学期に、全履修科目中 1 単位当たりの成績平均値 Grade Point Average (以下「GPA」という。)を表示し、教育指導上の資料とする。

3 各授業科目の Grade Point (以下「GP」という。)は、別表 2 のとおりとする。

4 その他本学部の GPA に関する事項は「大阪歯科大学 G P A 制度の実施に関する規程」の定めによる。

別表 2 (第 16 条関係)

区分	評価	素点	GP
合格	秀	90～100	4
	優	80～89	3
	良	70～79	2
	可	60～69	1
不合格	不可	0～59	0
	失格・放棄	－	0

※GPA 算出式

(A) = 当該学年の「秀」の単位数 * 4 + 「優」の単位数 * 3 + 「良」の単位数 * 2 + 「可」の単位数 * 1

[学年 GPA] = (A) / 当該学年の履修科目の総単位数

客観的な指標の
算出方法の公表方法

大学ホームページにて公表
トップ>学部・大学院>各学部・学科の「カリキュラム」>
「GAP 制度」
<https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea/gpa.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【 歯学部 】

ディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表するとともに、大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程」第15条（卒業の認定・学位の授与）に基づき、卒業の認定を適切に行っている。

(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

(卒業の認定・学位の授与) 第15条

次の要件をすべて満たす者に卒業資格及び学位授与資格を与え、卒業証書・学位記を授与する。

- (1) 学士試験2の合格者
- (2) 本学に6年以上（編入生は5年以上）在学して240単位を修得した者
- (3) 学士試験に合格し、歯科医師国家試験後に実施する報告会に出席して自己解答を提出した者

【 医療保健学部 】

ディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表するとともに、大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学医療保健学部履修規程」の別表第1（第3条第2項関係）にて卒業要件を規定し、第17条（卒業の認定）に基づき、卒業の認定を適切に行っている。(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

【別表第1（第3条第2項関係）卒業要件及び履修方法】

・口腔保健学科

キャリア教育4単位、教養教育6単位、情報教育2単位、語学教育4単位、基礎系口腔科学16単位、社会系口腔科学14単位、臨床系専門教育44単位、総合医学教育10単位、臨床教育22単位、総括教育4単位の合計126単位と、学士試験の合格。

(履修科目の登録上限：第1・第2学年は52単位、第3・第4学年は48単位 ただし、自由科目の単位についてはこの限りではない)

・口腔工学科

キャリア教育4単位、教養教育7単位、情報教育2単位、語学教育4単位、基礎系口腔科学20単位、社会系口腔科学10単位、臨床系専門教育51単位、総合医学教育8単位、臨床教育15単位、総括教育5単位の合計126単位と、学士試験の合格。

(履修科目の登録上限：第1・第2学年は52単位、第3・第4学年は48単位 ただし、自由科目の単位についてはこの限りではない)

(卒業の認定)

第17条 本学部に4年以上在学して所定の単位を修得し、卒業要件を満たす者は、学長が卒業を認定する。

【 看護学部 】

ディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表するとともに、大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学看護学部履修規程」の別表1（第2条第1項関係）にて卒業要件を規定し、第9条（卒業要件）に基づき、卒業の認定を適切に行っている。

(以下、同規程より一部抜粋掲載。)

(卒業要件)

第9条 卒業に必要な単位は、次のとおりとする。別表1に定める授業科目より、必修科目119単位、選択科目6単位以上、合計125単位以上を修得しなければならない。

【別表1 履修方法及び卒業要件】

《基礎科目》必修：22単位＋選択：4単位、《専門基礎科目》必修：24単位、《専門科目》必修：73単位＋選択：2単位の合計125単位

卒業の認定に関する
方針の公表方法

大学ホームページにて公表

トップ＞学部・大学院＞各学部・学科の「カリキュラム」および「3つのポリシー」

<https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty.html>

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	大阪歯科大学
設置者名	学校法人 大阪歯科大学

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication
収支計算書又は損益計算書	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication
財産目録	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication
事業報告書	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication
監事による監査報告(書)	https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称: 2025年度事業計画 対象年度: 2025年度)
公表方法: 大阪歯科大学広報「博愛」187号にて公表予定 公表後は、大学ホームページにて掲載 トップ>大阪歯科大学について>大学の紹介>広報 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/pr.html
中長期計画(名称: 第2期中期計画 対象年度: 2025~2029年度)
公表方法: 大学ホームページにて公表 トップ>大阪歯科大学について>大学の紹介>理念・方針・中期計画 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/chukikeikaku_2025~2029.pdf

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 大学ホームページにて公表 トップ>大阪歯科大学について>大学の取り組み>自己点検・評価 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/torikumi/evaluation.html

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: 大学ホームページにて公表 トップ>大阪歯科大学について>大学の取り組み>自己点検・評価 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/torikumi/evaluation.html

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 : 歯学部、医療保健学部、看護学部
教育研究上の目的 (公表方法: 大学ホームページにて公表 トップ>大学について>大学の紹介>理念・方針・中期計画>教育研究上の目的 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/idea/purpose.html)
(概要) 【 歯学部・歯学科 】 歯科医師として必要な歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深くの専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献するとともに、本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。 【 医療保健学部・口腔保健学科 】 歯科衛生士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、口腔から全身の健康の向上を図る方略を勘案し、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。 【 医療保健学部・口腔工学科 】 歯科技工士としての技能に優れるだけでなく、口腔の健康に寄与する意欲を持ち、医療、福祉及び工学の知識をもとに新たな歯科医療技術に取り組み、今後の歯科医療の発展に貢献し、もって本学の建学の精神である博愛と公益を具現できる人材の育成を目的とする。 【 看護学部・看護学科 】 建学の精神である「博愛と公益」を基本とし、人間に対する深い関心と倫理観をもった豊かな人間性を涵養し、看護の専門職・技術の修得とともに多職種と連携・協働した看護活動に誇りと使命感をもって専念できるケア姿勢を育み、看護学の発展と地域の保健・医療・福祉の向上に貢献できる人材の育成を目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法: 大学ホームページにて公表 トップ>学部・大学院>各学部の 3 つのポリシー https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty.html)
(概要) 教育目標に沿って各学部・各学科に所定の期間在学し、所定の科目、所定の演習及び実習を履修し、専門的知識、問題発見・解決力、グローバル活躍力、チーム医療力、幅広い視野と判断力を身に付け、すべての試験に合格し、所定の単位を修得した者に学位を授与することとし、学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針として、ディプロマ・ポリシーを定めている。 【 歯学部 】 豊かな人間性を支える基盤的能力及び歯科医師としての専門的能力を有機的に備え、新時代の歯科医療に積極的に対応できる人材を輩出する。

【 医療保健学部 】

専門技能に加えて、「博愛」の精神を以て患者が抱える問題を解決するとともに、自らが得た知識や考案した技能を「公益」の精神を以て世に提案して社会に貢献できる人材を輩出する。

【 看護学部 】

本学部は、以下のディプロマ・ポリシーに基づく能力を身につけ、「大学学則」に基づく授業科目及び単位数の修得等の規定要件を満たした学生に対しては卒業を認定し、学士（看護学）を授与する。

- 看護の対象となる人々の人権を守り、多様な価値とその人らしさを尊重した態度を身に付け、行動することができる
- 看護の基礎知識・技術を身に付け、科学的根拠に基づき計画的に健康問題の解決に取り組むことができる
- あらゆる健康レベル、ライフステージにある対象の特定の健康課題に対して、自分にできる最善の看護を実践することができる
- 地域で生活する人々をとりまく環境と支援体制を把握し、保健・医療・福祉チームの一員として多職種と連携・協働し、看護活動に取り組むことができる
- 多様化する社会や健康ニーズに関心をもち、看護を探究し、看護のプロフェSSIONナルとして自己研鑽し続けることができる

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：大学ホームページにて公表
トップ>学部・大学院>各学部の3つのポリシー

<https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty.html>)

（概要）

学位授与の方針に示す専門的知識、問題発見・解決力、グローバル活躍力、チーム医療力、幅広い視野と判断力を修得するために各学部で履修する教育内容及び教育方法を体系的に学習できるように教育課程を編成し、講義、実習、演習、試験に基づいて知識、技能、態度が身に付いているかを評価することとし、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針として、カリキュラム・ポリシーを定めている。

【 歯学部 】

「博愛と公益」の精神のもと、「歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって文化の創造と発展に貢献する」という教育方針に基づき、専門的な「知識・技能」、総合的な「人間力・チームワーク」を備えた歯科医学・歯科医療を担う人材を養成する。

【 医療保健学部 】

幅広い知識や技能を修得し、博愛の心をもち、柔軟に対応できる口腔保健学士及び口腔工学士を育成するために必要な教育を施し、歯科医学・歯科医療に携わる人材を輩出する

【 看護学部 】

養成する人材像：ヒューマンケアリングを基盤とし、人々の生命と人権を守り、その人らしい生活の営みを支えるために、科学的根拠に基づいた確かな看護実践力を備え、医療チームの一員として地域の保健・医療・福祉に貢献できる探究心と自己研鑽力を身につけた人材を養成する。

入学者の受入れに関する方針（公表方法：大学ホームページにて公表
トップ>学部・大学院>各学部の3つのポリシー
<https://www.osaka-dent.ac.jp/faculty.html>）

（概要）

教育目標の沿った人材を育成するために医療人として目的意識が強く、十分な基礎学力を備え、自ら考え、判断し、表現できるコミュニケーション力を有している人を受け入れることとし、学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針として、アドミッション・ポリシーを定めている。

【 歯学部 】

歯学部歯学科では、先輩たちが弛まぬ努力で築いた礎を守りながら、「博愛」と「公益」の建学の精神に基づき、新時代の人々の口腔の健康を守る歯科医療を担うことのできる人材を養成する。そのため、次のような能力や態度・資質を備えた人を求める。

- ・ 歯科医学を学ぶために十分な基礎学力を有する人
- ・ 医療人として社会に奉仕し貢献する使命感と気概を持つ人
- ・ 科学的な探究心を持って考え、自ら努力する人
- ・ 十分なコミュニケーション能力を有し、協調性のある人
- ・ 専門的知識、技能、態度を修得して、国家資格の取得に向けて着実に努力する人
- ・ グローバルな視野に立って歯科医学の発展と歯科医療を担う熱意のある人
- ・ 歯科医師としての倫理観、世界観などを備える幅広い豊かな人間力と行動力を持っている人

【 医療保健学部 】

医療保健学部が求める学生は、「思いやりの心を持ち、人と温かく接して協調性とコミュニケーション能力に優れ、医療と福祉に高い関心と学習意欲を持ち、社会に貢献できる医療人となるための絶え間ない学習と努力ができる者」である。

【 看護学部 】

看護学部が求める人物像

- 命を大切に感じ、人をいつくしみ、人の可能性を信じ、理解するという他者との関係性の構築に前向きに取り組むことができる者
- 周囲に対する協調性や思いやりの心を持ち、相手の個性を尊重し、相手の話に耳を傾けることができる者
- 保健・医療・福祉分野に関心をもち、看護学に関する学習に意欲的に取り組むことができる者
- 専門知識修得のために最低限必要な高等学校までの基礎学力を有する者
- 将来、保健・医療・福祉の現場で看護実践家として、看護の力をもって社会に貢献する意思のある者

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：大学ホームページにて公表
トップ>大学について>大学の紹介>組織
<https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/chart.html>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	3 人	－					3 人
歯学部	－	35 人	20 人	43 人	53 人	0 人	151 人
医療保健学部	－	8 人	4 人	8 人	3 人	6 人	29 人
附属病院	－	4 人	2 人	4 人	3 人	0 人	13 人
看護学部	－	10 人	4 人	5 人	11 人	1 人	31 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		68 人					68 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：大学ホームページ等にて公表 ○トップ>大阪歯科大学について>大学の紹介>教員一覧 https://www.osaka-dent.ac.jp/about/prof/teacher.html ○教員データベースで検索 https://odurl.acoffice.biz/oduhp/KgApp					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
歯学部	160 人	128 人	80.0%	960 人	770 人	80.2%	若干名	1 人
医療保健学部	100 人	100 人	100%	400 人	377 人	94.3%	若干名	0 人
看護学部	80 人	80 人	100%	160 人	177 人	110%	—	—
合計	340 人	308 人	90.0%	1,520 人	1,324 人	87.1%	若干名	1 人
(備考) 【看護学部】2024 年度開設につき、在学生数は第 1～2 学年のため、 学年進行に従って学生が在籍する学年分の収容定員を計上								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
歯学部	120 人 (100%)	0 人 (0%)	60 人 (50%)	60 人 (50%)
医療保健学部	84 人 (100%)	2 人 (2.4%)	78 人 (92.9%)	4 人 (4.8%)
合計	204 人 (100%)	2 人 (1.0%)	138 人 (67.6%)	64 人 (31.4%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)
(備考)

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) 【 歯学部 】 カリキュラム委員会委員および各科目担当者が審議の上、例年4月～6月に翌年度のカリキュラムを作成する。7月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が10月～12月に実施する。シラバスは、大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイトで公開している。 【 医療保健学部 】 医療保健学部カリキュラム委員会委員および各科目担当者が審議の上、例年4月～7月に翌年度のカリキュラムを作成する。8月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が10月～12月に実施する。シラバスは、大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイト（A-portal）で公開している。 【 看護学部 】 教務委員会委員及び各科目担当者が審議の上、7・8月に各授業科目内容の検討を行う。8月に同委員会が各科目担当者へシラバスの作成依頼を行い、提出されたシラバスの第三者チェックを同委員会が12月～11月に実施する。シラバスは大学ホームページならびに学生・教職員向けのポータルサイトで公開している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)

学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針として、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表するとともに、大阪歯科大学学則による以下の規程にて評価及び卒業認定等に係る基準について規定している。

【 歯学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学歯学部学業成績評価に関する規程」に必要な事項を定め、同規程に基づき、実施を行っている。また、同規程をホームページ等で公表している。

- ・第 4 条（評価基準）にて、成績評価に係る基準を規定し、評価を行っている。
- ・第 5 ～ 1 2 条にて、単位認定に係る各受験資格について規定し、出席等による学修意欲を勘案した試験実施を行っている。
- ・第 1 3 条（進級基準）にて、学年毎に進級基準を設け、評価を行っている。
- ・第 1 5 条（卒業の認定・学位の授与）に基づき、卒業の認定を適切に行っている。

【 医療保健学部 】

学校教育法施行規則第 165 条の 2 第 1 項の規定により定める方針として、学部・学科ごとにディプロマ・ポリシーを定め、大学ホームページ上で公表するとともに、大阪歯科大学学則による大阪歯科大学医療保健学部履修規程において評価及び卒業認定等に係る基準について規定している。

【 看護学部 】

大阪歯科大学学則による「大阪歯科大学看護学部履修規程」第 1 6 条（成績の評価）にて、成績評価に係る基準を規定し、評価を行っている。また、同規程を学生ハンドブックに掲載し、ホームページ上で公表している。

(成績の評価)

第 16 条 学則第 35 条による各授業科目の成績評価は、別表 2 の成績評価基準により科目責任者が行う。

別表 2（第 16 条関係）

区分	評価	素点	GP
合格	秀	90～100	4
	優	80～89	3
	良	70～79	2
	可	60～69	1
不合格	不可	0～59	0
	失格・放棄	－	0

学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	G P A 制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
歯学部	歯学科	240 単位	有・無	単位
医療保健学部	口腔保健学科	126 単位	有・無	単位
	口腔工学科	126 単位	有・無	単位
看護学部	看護学科	125 単位	有・無	単位

G P A の活用状況（任意記載事項）	公表方法：
学生の学修状況に係る参考情報 （任意記載事項）	公表方法：

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：大学ホームページにて公表

トップ>キャンパスライフ>楠葉キャンパスマップ 楠葉学舎

<https://www.osaka-dent.ac.jp/campuslife/map.html>

トップ>キャンパスライフ>楠葉キャンパスマップ 楠葉西学舎（看護学部）

<https://www.osaka-dent.ac.jp/campuslife/map01-02.html>

トップ>キャンパスライフ>天満橋キャンパスマップ

<https://www.osaka-dent.ac.jp/campuslife/map02.html>

トップ>キャンパスライフ>牧野キャンパスマップ

<https://www.osaka-dent.ac.jp/campuslife/map03.html>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
歯学部	歯学科	3,800,000 円	600,000 円	1,350,000 円	
医療保健 学部	口腔保健 学科	840,000 円	260,000 円	480,000 円	
	口腔工学 科	840,000 円	260,000 円	480,000 円	
看護学部	看護学科	1,100,000 円	260,000 円	540,000 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組 (概要)
○学内奨学金制度として、以下の4つの制度を設けている。 (1) 特待生制度（歯学部） 学業成績優秀者を対象に、2～6年次の各学年3名以内を選考により採用し、授業料の一部（100万円）を免除する。 特待生制度（医療保健学部） 入学者選抜成績優秀者を対象に、各年度入学予定者3名以内を選考により採用し、授業料4年間全額を免除する。 特待生制度（看護学部） 学業成績優秀者を対象に、2～4年次の各学年原則2名以内を選考により採用し、当該年度の授業料のうち40万円を免除する。 (2) 大阪歯科大学奨学金（歯学部） 学業成績が優れ、経済的な理由により学費支弁が困難な者を対象に募集。原則、授業料を無利息で貸与。 (3) 大阪歯科大学共済会 奨学金（歯学部） 本学に1年以上在学している者で、経済的な理由により学費の支弁が困難な者を対象に、募集。授業料の一部を無利息で貸与。 (4) 学費支給者の死亡に伴う支弁制度 奨学金（歯学部） 在学中に学生の学費支給者が不幸にして死亡された場合には、大阪歯科大学共済会が次の学期以降の授業料を支弁し、勉学が続けられるように配慮する制度。 ○入学前教育の実施 【歯学部】 推薦入試の合格者を対象に、英語、数学、物理、化学、生物の5講座で、大学が用意した教材を高校の教科書や学習参考書をもとに、スクーリングや自宅学習を実施。 【医療保健学部】 総合型選抜・推薦型選抜を合格した入学予定者を対象に、理解度確認テストや通信添削を主とした入学前準備教育を実施。 【看護学部】 入学予定者を対象に、通信添削を主とした入学前準備教育を実施。 ○個別学習支援 【歯学部】 歯科医学教育開発センターが学習に不安をかかえる学生に個別プログラムを組んで学

習支援を実施。 【学部共通】 学生指導教授・助言教員を学生一人一人に配置し、学習・学生生活等相談に応じる。
b. 進路選択に係る支援に関する取組 (概要) 【歯学部】 ○学生指導教授・助言教員・特別アドバイザー制度 ○T A（ティーチングアシスタント）制度 【医療保健学部】 ○学生指導教授・助言教員を学生一人一人に配置し、進路相談に応じる。 ○キャリアセンター（平日 10：00-17：30）の設置 相談用個室 2 室設置。就職面接の練習、エントリーシートの書き方などの助言や指導。 1 級キャリアコンサルティング技能士（国家資格）を中心に、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士資格を有する教員が応じる。 ○キャリアセミナー等（2023 年度実績） 就職、進学に関する支援を行うキャリアセンターでは、就業体験事業、総合病院など医療機関見学会、企業等から講師を招いての業界研究セミナー、その他 ES セミナー、小論文セミナー、グループディスカッションセミナーなど各種セミナーを実施。 ○求人検索 NAVI の運用 本学に直接届く求人票を検索・閲覧できる求人検索 NAVI の運用により、学生が自由に求人情報を閲覧することが可能。 【看護学部】 ○学生指導教授・助言教員を学生一人一人に配置し、進路相談に応じる。 ○キャリア支援室の開放（平日 9:00-17:00） 本学に直接届く求人票を閲覧できる
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組 (概要) 【学部共通】 ○学生相談室 週に 1 回、専門の相談員が、カウンセリングを実施。 ○保健室・健康相談 看護師が常駐。定期的に医師も在室し、身体面・精神面の悩みなど健康相談にも応じている。 ○定期健康診断の実施 全学年を対象に年 1 回実施。 ○本学附属病院での診療割引

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：大学ホームページにて公表

トップ>大学について>情報公開

https://www.osaka-dent.ac.jp/about/publication.html#heading1_1

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F127310107910
学校名（〇〇大学 等）	大阪歯科大学
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	学校法人 大阪歯科大学

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		81人（0）人	79人（－）人	83人（－）人
内 訳	第Ⅰ区分	49人	48人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅱ区分	13人	14人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅲ区分	19人	15人	
	（うち多子世帯）	（人）	（人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	－	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－
合計（年間）				84人（－）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	—	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意 欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良である
ことについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、 高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2 年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたこと
により認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。